

平成23年（人権）第16号の1 人権救済申立事件
申立人 ○○○○
相手方 福島刑務支所

勧 告 書

平成24年12月25日

福島刑務支所支所長
山 川 道 雄 殿

福島県弁護士会会長
本 田 哲 夫
福島県弁護士会人権擁護委員会委員長
小 池 達 茂

第1 勧告の趣旨

申立人は、貴所において刑の執行を受けている者であるところ、閉居罰を受けた後、昼夜単独室の居室指定の処遇を受けてきたが、その期間中、入浴は1人で行われ、原則として所内の行事に出られない、テレビも視聴できない等、他の受刑者と遮断され、教養・娯楽の機会も大きく制限された処遇がなされていた。

このような昼夜単独室処遇は、法令の明文によらない事実上の措置として受刑者を実質的な隔離状態に置くものであるが、その合理性も必要性も認め難く、受刑者の人格と品位及び人間としての尊厳等を侵害するものとして、人権侵害に当たる。

よって、福島県弁護士会は、貴所に対し、閉居罰後に昼夜単独室の居室指定をする取扱いは、それがやむを得ない場合であってもあくまで一時的・暫定的なものとして、できるかぎり短期間に止めるとともに、その期間中においても、入浴を他の受刑者と共同で行う、所内の行事への参加を原則として可能にする、テレビの視聴を可能にするなどにより、他の受刑者との共同生活をさせ、社会の情報

に接し、娯楽の機会も得られるよう、その処遇方法を改善するよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 申立の趣旨

平成22年1月16日から処遇上（昼夜単独室）となったところ、現在（平成23年8月15日時点）でも昼夜単独室となっているのは人権侵害である。

2 調査経過

平成23年 8月29日 当委員会において事件受付

平成23年 9月30日 予備審査委員を指名

平成23年11月18日 調査開始決定

平成23年12月27日 貴所に対し照会

平成24年 2月 3日 貴所からの回答書受理

平成24年 5月 2日 貴所に対し再照会

平成24年 5月16日 貴所からの回答書受理

平成24年 9月 5日 貴所に対し再照会

平成24年10月 1日 貴所より回答書受理

3 申立内容

平成22年1月16日、申立人は懲罰の執行を終了したが、その後も処遇上（昼夜単独室処遇）との告知を受けた。

平成23年8月15日時点においても申立人は昼夜単独室処遇を受けており、同措置は人権侵害にあたる。

4 貴所からの回答に基づく事実認定

貴所からの各回答によれば、申立人の処遇については以下の事実が認められる。

(1) 申立人の経歴等

申立人は昭和42年○月○日生まれの女性である。

申立人は平成20年10月7日から福島刑務支所に入所している（無期懲役）。

(2) 申立人に対する処遇

- ① 申立人は平成20年10月7日に入所した。
- ② 平成21年4月以降の申立人の制限区分の履歴は以下のとおりである。
- | | |
|---------------|----|
| 平成21年 4月 1日時点 | 3種 |
| 平成22年10月28日 | 4種 |
| 平成23年10月 3日 | 3種 |
- ③ 平成21年4月以降の申立人の居室の履歴は以下のとおりである。
- | | |
|---------------|-----|
| 平成21年 4月 1日時点 | 共同室 |
| 平成21年 4月22日 | 単独室 |
| 平成21年 5月26日 | 共同室 |
| 平成21年11月27日 | 単独室 |
- ④ 申立人は、平成21年12月18日に閉居罰25日間の懲罰の告知を受けた。

その執行後、申立人は平成22年1月16日から昼夜単独室処遇となり、同日にその旨告知したが、昼夜単独室処遇の期間の目安にかかる告知はおこなっていない。

申立人が昼夜単独室処遇となったのは、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが低い者であるとして、制限区分4種に指定されたためである。

具体的には、申立人に関しては、以下のトラブルがあった。

(不正授受に関するトラブル)

平成19年12月下旬及び平成20年1月上旬頃

同衆Aに官給品のちり紙1束の半分ぐらいずつを不正に渡した。

平成20年1月30日

同衆Aから私物のナプキン10個入り1袋を不正に受け取った。

平成21年4月22日

同衆Bに、医務課から申立人に処方された下剤34錠を不正に渡した。

平成21年11月23日

昼食時に、申立人に給与されたかりんとうを同衆Cに不正に渡した。

(暴行に関するトラブル)

平成21年11月20日

同衆Dの左上腕部を驚掴みにするなどの暴行を加え、同部位に縦約1cm横約5cmの打撲傷を負わせた。また、コップで同衆Dの左側頭部を殴打し、更に、右手の平で同人の左頬を2回叩く暴行を加えた。

(運動実施時におけるトラブル)

平成22年1月16日以降

運動時に一緒になった同衆に、申立人や他の受刑者のうわさ話や個人情報を話した。

⑤ 申立人の昼夜単独室処遇は平成23年10月3日まで継続された。

なお、申立人については、平成21年12月18日より後には懲罰を受けていない。

また、平成21年12月18日より後に、反則行為にかかる調査を受けた事実はない。

⑥ 以上から、申立人については、平成22年1月16日から平成22年10月27日までは制限区分3種のまま昼夜単独室処遇を受け、さらに平成22年10月28日から平成23年10月3日までは制限区分4種で昼夜単独室処遇を受けたものである。

⑦ 申立人が昼夜単独室処遇となった間の処遇は以下のとおりである。

ア 運動は概ね集団で実施。

その内容は、戸外の運動場等において、ラジオ体操第一及び第二の音楽を1回放送した後、自由運動を行わせているものである。頻度は、休日、降雨など天候不良により運動場において実施できない場合等を除き、集団の組合せに配慮したうえで、おおむね毎日集団で実施している。

イ 入浴は概ね個別で実施。

ウ 所内行事については、制限区分4種に指定された者を対象とする集団討議等の集団処遇への参加は認められた。

集団討議とは、毎月1回、20分間のビデオ視聴後、各自に感想等を述

べさせて討議をおこなうものである。

集団討議以外の集団処遇としては、集団での運動を実施している。

エ 居室内でのテレビ視聴はできない。

集団討議の際に、ビデオ視聴をおこなうので、その際にテレビを視聴することになる。

オ 居室内でのラジオ視聴について他の受刑者と異なる制限は受けていない。

カ 居室には、他の被収容者の視線から保護するため遮蔽板が設置されているが、外が見えないことはない。

キ 食事については、医師の判断により主食の熱量を 900 キロカロリーに変更したものを提供した。

ク 居室内での姿勢について、他の受刑者と異なる制限はない。

ケ 外部交通（面会、信書）について、他の受刑者と異なる制限は受けていない。

コ 書籍等の閲読について、他の受刑者と異なる制限は受けていない。

サ 自弁物品の使用について他の受刑者と異なる制限はない。

⑧ 申立人からは、以下にかかげる年月日に工場への出業を希望する旨の申し出があった。

（平成 22 年）

3 月 30 日、4 月 21 日、4 月 23 日、5 月 24 日、6 月 30 日、8 月 20 日、9 月 30 日、11 月 30 日

（平成 23 年）

1 月 27 日、3 月 7 日、5 月 18 日、5 月 30 日、6 月 10 日、9 月 13 日

5 判断

（1） 本件処遇における問題点

① 本件は、法文上は規定のない運用上の処遇として、閉居罰終了後に昼夜単独室の居室指定をし、当該受刑者は実質的に他の受刑者との接触・交通を遮

断された状態に置かれるとともに、テレビ・行事等の教養・娯楽の機会も大幅に制限されているなどの処遇が、人権侵害に当たるかどうかという問題である。

それは、実質的な隔離ではないか、そのような実質的な隔離処遇を行う必要性はあるのか、そしてそれは隔離の要件や期間制限を規定する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「法」という）76条の脱法的行為になっていないか、ということでもある。

② 旧監獄法のもとにおける独居拘禁（隔離収容）にあっては、長期間、他の受刑者から遮断された状態で隔離され、居室内（房内）での姿勢を含めて多くの行動制限を伴い、精神的にも身体的にも極めて苛酷な処遇がなされる実態があった。それは国際的にも批判の対象となり、日本弁護士連合会もその改革を求め続けてきたが、平成15年12月22日の行刑改革会議の提言でもその適正化の必要性が強く指摘された上、今次の法改正となった経緯があり、その過去の歴史と経緯に照らしても、本件のような実質的な隔離の問題については、とくに慎重な検討が必要である。

(2) 監獄法下の隔離をめぐる問題状況

① 旧監獄法15条は「在監者ハ心身ノ状況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ独居拘禁ニ付スルコトヲ得」と規定し、旧監獄法施行規則23条は、「独居拘禁に付セラレタル者ハ他ノ在監者ト交通ヲ遮断シ召喚、運動、入浴、接見、教誨、診察又ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外常ニ房ノ内ニ独居セシム」と規定していた。そして同規則27条において、独居拘禁の期間は6か月以内とするが、「特ニ継続ノ必要アル場合」には3か月ごとに更新できるものとし、その最高限度期間の定めはなかった。また、同規則47条は「在監者ニシテ戒護ノ為メ隔離ノ必要アルモノハ之ヲ独居拘禁ニ付ス可シ」として、いわゆる「保安上独居」の措置を定めており、この場合が一般に「厳正独居拘禁」と呼ばれ、とくに厳格な隔離の処遇がなされていた。

② 厳正独居拘禁は、他の者との共同生活のできない特異な性格を有する者、暴力的傾向等施設の保安を害するおそれが特に顕著な者などについてなさ

れることとされていたが、これらの基準はかなりあいまいであり、濫用のおそれが高いものであった。

独居拘禁の期間中は、狭い単独室（独居房）内で安座等の姿勢を維持させつつ袋貼り等の雑作業に従事させ、昼夜とも他の受刑者とは厳格に隔離され、運動も「鳥小屋」と呼ばれる狭い隔離運動場で1人ずつ行われ、入浴も1人、所内での行事・レクリエーションにも参加させられない等の処遇が通例であった。そして作業等の日課以外の時間帯でも、房内の行動が制限され、安座等の同一姿勢をとり続けることが強制されて、立ち上がったり、座ったり、手足を動かしたりする自由さえ認められない実態すらあった。また、食事の減量、作業賞与金の減額等の不利益も伴っていた。そしてこのような厳正独居拘禁の期間は、上記原則6か月という規定にかかわらず、極めて長期に及ぶことが少なくなく、数年になることはもちろん、無期懲役囚を中心に、10年以上、20年以上、さらには30年以上に及ぶ例もあった。（以上、菊田幸一『日本の刑務所』164頁以下、日本弁護士連合会『新・刑事被収容者処遇法の解説』（以下「日弁連新法解説」という。）28～30頁）

- ③ このような処遇実態について、日本の裁判所は、その違法性を指摘した数件の地方裁判所判決例を除いては、その違法性をなかなか認めようとしなかったが、i 長期の隔離が人間の自然な感覚の働きすら奪ってしまうものであり、ii その拘禁内容が個人の身体の完全性と尊厳を傷つけており、iii 処分に対して実効的な救済手段がない、などの点から、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、B規約）7条・10条及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）に明白に違反するものと解される（日弁連新法解説30頁）。

平成10年11月19日の自由権規約委員会「規約第40条に基づき日本から提出された報告の検討」の「最終見解」でも、日本の行刑施設の制度に対して同規約7条・10条の「適合性に重大な疑問を提起」したパラグラフ27項の中で、「特に、委員会は、次の諸点について懸念を有する」として、「言論、結社及びプライバシーの自由を含む、被収容者の基本的権利を制限

する厳しい所内行動規則」「頻繁な独居拘禁の使用を含む、厳しい懲罰の使用」「被収容者の不服申立を調査するための信頼できる制度の欠如」等が挙げられていた。

このように、独居拘禁及び隔離の処遇の問題は、監獄法下における大きな人権課題の一つであった。

(3) 行刑改革会議提言と新法の制定過程

① この問題について平成15年12月22日の行刑改革会議提言は、「昼夜間独居拘禁の適正さの確保」との項目を設けて、要旨次のように述べ、その改革の必要性を指摘した（17頁）。昼夜間独居拘禁が「長期間に及んだ場合に受刑者的心身に与える影響を考慮すると、必要最小限の期間にとどめるよう努めるべきであり、また、受刑者的心身への悪影響を可能な限り防ぐことが必要である。」保安上の必要から行う昼夜間独居拘禁については、「その適正さを確保するためには、これを認める場合の要件及び手続等を明確に法定することが必要であり、いやしくも、懲罰の代替措置として行われるなど、不適当な運用がなされることがないようにすべきである。」「特に、現行の制度は、当初の昼夜間独居拘禁の期間を6か月間とし、以後、3か月ごとにその期間を更新することとなっているところ、その適切な運用を確保するためにも、それぞれの期間を短縮し、要件の有無及び相当性についてチェックする機会を増やすことを検討すべきである。」「また、保安上の必要から昼夜間独居拘禁にした場合には、当該受刑者について、定期的に精神科医等の診断を実施し、医学的見地からの意見を聞く仕組みを設けるべきである。」

② 日本弁護士連合会は、この提言を評価しつつも、さらに、本来昼夜単独室処遇は廃止すべきであるという基本的見解を述べた上で、少なくとも他の者との接触を全面的に遮断することは行き過ぎであり弊害が大きいこと、仮に直ちにこれを廃止できない場合でも、その期間を最長6か月に限定することが必要である、等の意見を発表した（平成16年2月1日「行刑改革会議提言についての日弁連の意見」13頁）。

その後も日本弁護士連合会は、新法の立案過程や審議過程において、上記の最長期間の限定を設け、6か月などの一定期間を経過したら一旦は集団処遇に戻すこと等を提起し続けたが（平成17年3月18日「『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案』についての日弁連の意見」18～19頁等）、結局期間の上限規定は設けられず、新法が同年5月18日成立して平成18年5月24日施行され、今後の課題として残された（平成17年5月18日「『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律』成立にあたっての会長声明」）。

なお同法は、未決拘禁者等の処遇等を追加して平成18年6月2日成立した「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に移行し、同法は平成19年6月1日施行された。

(4) 隔離に関する現行法の規定

① 以上のような立法過程を経た現行法は、隔離に関して次のように規定している。

(受刑者の隔離)

第76条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

- 一 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
- 二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。

2 前項の規定による隔離の期間は、3月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、1月ごとにこれを更新することができる。

3 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

4 第1項の規定により受刑者を隔離している場合には、刑事施設の長は、3月に1回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

なお、法76条1項の「法務省令で定める場合」とは、運動・入浴・面会のほか、健康診断・診療の場合等である（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則35条、11条）。

監獄法と比べると、最初の期間が6か月から3か月に、更新の期間が3か月から1か月に、それぞれ短縮された。上限期間は監獄法と同様に規定されていないが、「必要最小限の期間にとどめるべき」という行刑改革会議提言は、上記第3項の新設に、不十分ながら反映されているといえる。第4項の規定も同提言の趣旨を受けて新設された。

② 関連する規定として、法154条4・5項は、懲罰の手続に関し、受刑者が反則行為をした疑いがあるときは、法76条の場合と同様の方法により他の被収容者から隔離することができることを規定し、その場合の隔離の期間は2週間とし、やむを得ない事由があると認めるときは「2週間に限り、その期間を延長することができる」とし、これらの期間中であっても隔離の必要がなくなったときは、直ちに隔離を中止すべきことを定めている。

(5) 閉居罰後の昼夜単独室処遇の評価

① 隔離との関係について

昼夜単独室処遇は、法律上の措置ではない処遇形態の一つであると考えられ、上記法律に基づく隔離の措置はとられていない。

しかし、上記の新法では、「隔離」の要件が法律上明記され、その期間も、原則3か月以内に制限され、特に延長が必要な場合でも1か月ごとの更新手続が求められている。また、反則行為容疑調査については、隔離は2週間以内で最高でも4週間以内とする制限が規定されている。しかも、必要がなくなればこれらの隔離は直ちに中止されなければならないとされる。それだけ、隔離という処遇を厳格に制限しようとしているのである。なお、これら法律

上の正式な隔離の場合でさえ、運動・入浴・面会・健康診断・診療等の場合には集団処遇や他との接触を認めることができるものとされている。

したがって、閉居罰後の昼夜単独室処遇が、このように法律上限定的に許容された隔離ではない以上、法律上の隔離とは異なった処遇がなされなければならず、法的根拠によらずに隔離と同様な、あるいは類似した、自由の束縛や苦痛の強制があつてはならないものである。

② 閉居罰後の昼夜単独室処遇の問題点

昼夜単独室処遇が法律上の隔離と大差がない運用をされたとしても、法律上の制度として存在するわけではないため、専ら運用に委ねられることになり、2か月ないし3か月に及ぶことが、まま存在する（なお、それ以上の長期のケースの存在可能性も否定できない。）。これは、正式の隔離の原則期間の上限に匹敵するから、隔離の法的手続をとらない実質的な隔離の措置が、脱法的に行われていると言わざるを得ない。しかも、実質的運用に期間の法的限定はないから、このような処遇に歯止めはかかりにくく、ずるずると長期化してしまう危険性も強く危惧される。

さらに、この事実上の処遇は、法157条で新たに設けられた不服申立制度である「審査の申請」の対象外と解される（同条は、76条1項及び154条4項の隔離を含め、申請の対象となる特定の措置を、根拠条文とともに例挙している。）また、身体に対する違法な有形力の行使等に対する法163条の「事実の申告」の対象と解するのも困難である。ほかには法166条以下の法務大臣等に対する一般的な「苦情の申出」しかない。すなわち、昼夜単独室処遇は、仮に脱法的に運用されたとしても不服申立制度による救済も実質的に保障されないおそれがある。

かくして、閉居罰後の昼夜単独室処遇という実質的隔離は、過去の厳正独居拘禁等の人権侵害の実態に鑑み、その反省に立って、隔離を厳格に制限しようとした新法の規定が早くも形骸化され、その実効性が損なわれる事態を招きかねない重要な問題である。

③ 合理性・必要性の検討

刑務所としては、法律上明文の根拠のない昼夜単独室処遇の期間を設けるのは例外的措置でなければならないはずである。

そして閉居罰後の出役工場の調整等諸般の事情からやむを得ず昼夜単独室処遇の期間を設けるとしても、その処遇は、できるかぎり不利益の少ないものでなければならない。

たしかに、閉居罰後に受刑者を工場に配属するに際しては、本人の能力・適性等に適合した工場を選択する必要があり、かつ、暴力団関係やこれまでのトラブルなどの人間関係に配慮が必要であるなど、種々の要素を考慮し、調整する必要があるって、そのためには一定の期間を要する場合もあることは理解できる。

しかします、その期間中は、本来隔離的処遇をすべきものではない。ただ、配役工場単位で居室指定、運動、入浴等を集団で行う運用実態から、閉居罰後の待機期間中の者について集団処遇がしにくい側面もあろうが、その場合でも、昼夜単独室処遇が本来隔離とは別のものであり、集団処遇を不適当とする理由はないのであるから、他の受刑者から遮断された隔離的な処遇は避けるべきである。

同時に、閉居罰後の昼夜単独室処遇は、本人に適合した工場を選択するための一時的、暫定的なものという目的と性格に照らして、合理的かつ必要最小限のものに止められるべきものである。

(6) 本件人権侵害申立についての判断

① 先に認定したとおり、申立人については、閉居罰後に昼夜単独室処遇となり、入浴は基本的に他から隔離して1人で行われ、所内の諸行事にも原則として参加させられず、他の受刑者との接触をほぼ遮断した取扱いがなされている。

また、受刑生活の大きな楽しみであり、社会との接点でもあるテレビの視聴も許されない。

このような隔離的な処遇についてはまず、閉居罰後の調整期間であることに照らして、均衡を欠いた、必要以上の制限・制約を課するものであること

が指摘できる。閉居罰後は、仮に同室者の同一の工場への配属を前提とした共同室処遇は難しいとしても、入浴・行事参加・テレビ視聴等を、他から遮断したり制限したりすべき必要性は、本来認めがたい。

しかも、閉居罰後の昼夜単独室処遇期間の設定は、閉居罰期間中に出役工場の決定ができない場合にやむを得ず運用上なされている、暫定的・一時的なものであるべきところ、それが1か月どころか、本件においては、本来主として居室棟外の適当な場所で処遇をおこなうべきとされている制限区分3種のまま9か月以上、通算で1年9か月以上にも及んで継続されている。この間、上記のような隔離的処遇が続けられており、このことは、受刑者に極めて大きな不利益と負担を強いるものである。

さらに、本件においては、申立人は平成22年から平成23年にかけて少なくとも14回は工場への出業を希望しており、作業意欲も認められるのである。

これに対し、貴所は、申立人は改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが低いとして、申立人を昼夜単独室処遇としているし、具体例として、申立人が第2、4(2)④に掲げたトラブルを起こしていることを挙げている。

しかしながら、申立人がトラブルを起こしたというのであれば、申立人に反則行為があるのか否か、懲罰を与えるのか否かといった見地から、正式に調査に付し、必要であれば、法律上の隔離手続をとり、懲罰手続をとるのが相当である。

本件申立人については、閉居罰執行以前である平成21年12月18日より後に懲罰を受けておらず、また、同日より後に、反則行為にかかる調査を受けた事実もない。

貴所は、申立人に対し法律上の隔離や懲罰といった手続を踏まないまま、申立人を「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが低い者」として昼夜単独室処遇としているものであり、申立人に対し昼夜単独室処遇を継続する理由は認められない。

②ア これらの申立人に対する処遇は、まず、憲法13条で保障された個人の人格と尊厳を侵害するものと判断される。法的な根拠規定もなく、閉居罰後の待機の目的に照らして必要性と合理的均衡を欠いたまま、理不尽に長期間の実質的隔離状態を強制し、他者と集団からの遮断により身体的・精神的自由を制限するものだからである。

同時に、上記の処遇は、法定の告知・聴聞等の適正な手続もなく自由を制限する実質的隔離状態に置くものとして、行刑手続についても適用ないし準用されると解される憲法31条の趣旨にも反するものといえる。

イ また、上記の処遇は、前記自由権規約7条の「何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」、同10条1項「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」、同条3項「行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。」との規定に違反するものと判断される。

この点に関し、国際人権（自由権）規約委員会の一般的意見20（平成4年4月3日採択）は、自由権規約7条の禁止の内容は10条1項の積極的要件によって補完されると、その相互関係を述べた上、7条における禁止は身体的苦痛をもたらす行為だけでなく、精神的苦痛をもたらす行為にも及ぶとし、「長期間の被拘禁者又は受刑者の独居拘禁も、第7条によって禁止される行為にあたる場合があることを指摘」している。また、一般的意見21（平成4年4月6日採択）も、10条1項が7条の禁止規定の補完をなすものであることを述べた上、「自由を剥奪された人々は、閉鎖された環境ゆえに避けえない条件は別として、本規約に規定するすべての権利を享有する」、等と指摘している。これらは、上記自由権規約違反の解釈を裏付けるものである。そして、平成20年10月29日に採択された自由権規約委員会の「規約第40条に基づき締約国から提出された報告書の審査」における日本についての「総括所見」は、パラグラフ21において、「一定の範疇の受刑者は、分離された『収容区画』に収容され、そ

の措置に対して不服申立てをする機会が与えられていないという報告に懸念を有する（7条及び10条）」とし、「明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を『収容区画』に隔離する実務を廃止すべきである」と勧告した（日本弁護士連合会仮訳による。）。これは、前記制限区分第4種による実質的な隔離の場合のほか、本件についても、まさに当てはまるものである。

さらに、申立人に対する上記処遇は、拷問等禁止条約との関係でも、少なくとも同条約16条に定める「拷問には至らない他の行為であって、残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に該当するものとして同条約にも違反するものと判断される。

ウ 加えて、申立人に対する上記処遇は、従来の隔離及び独居拘禁の悪弊を除去し、必要な場合に採るべきやむを得ない措置としての隔離を必要最低限度に制限しようとする、法76条及び154条4・5項を事実上脱法するものとして、同条項に違反し、又はその趣旨に反するものと判断される。

よって、申立人に対する貴所の上記昼夜単独室処遇は、申立人の人権を侵害するものである。

(7) 勧告の救済措置の必要性

先述のように、日本弁護士連合会は、本来昼夜単独室処遇という処遇自体、非人間的で更生目的にも適合しないものとして廃止されるべきことを主張してきたものであり、とくに厳正独居拘禁という隔離処遇の問題については、各地の弁護士会を含めてその人権侵害性を繰り返し指摘し、改革の必要性を強く訴えてきたところである。そしてそれはようやく、今次監獄法改正への動きとなり、その改正立法にも反映されて、課題を残しつつも現行法の規定として結実した。現在、新法の精神と趣旨が刑務所の現場に浸透し、行刑制度とその運用が真に抜本的に改革されて行くかどうかが試される、極めて重要な時期にある。隔離ないし昼夜単独室処遇という問題は、まさにその試金石の一つと位置づけることができる。

日本弁護士連合会はすでに、先述のとおり、新法の施行後、その隔離の制

限規定が、実務上、受刑者を制限区分第4種に指定することによって、法律上の措置によらない脱法的な昼夜単独室処遇が行われていることの問題を指摘してきた。同様に、本件のような閉居罰後の待機という局面にあっても、新法の隔離に関する規定が、実質的に損なわれることがあってはならないし、それを放置すれば再び無限定な独居拘禁へと運用が流される危険性は高いと言わざるを得ない。

本件申立てに係る昼夜単独室指定と実質的な隔離は、本来主として居室棟外の適当な場所で処遇をおこなうべきとされている制限区分3種のまま9か月以上に及んでいるうえ、本来隔離的処遇が必要な性格のものではなく、便宜上とられているものであるにもかかわらず、その期間は1年9か月以上に及んでいる。これは反則行為容疑調査期間の2週間（上限4週間）をはるかに上回っており、不必要に長期の隔離的処遇として、前記憲法及び国際人権法等に違反するものと判断される。

しかもそれは、法的根拠なしに事実上の措置として無限定に行われており、かつて旧監獄法の下で長期間の独居拘禁を安易に継続していた意識が存続している表れともみられ、かつ、新法の隔離の規定の実質的な脱法的性格を有するともいえる。

これらのことからすると、福島県弁護士会としては、貴所に対し、以上のような問題点を改めるよう勧告し、今後の閉居罰後の待機期間を設ける場合の処遇の適正化と隔離に関する法の趣旨の徹底を図る必要がある。

よって、勧告の趣旨記載のとおり勧告するものである。

以上